

議案第6号

あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月21日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

（あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 あきる野市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成7年あきる野市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

（あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 あきる野市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成7年あきる野市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

（あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年あきる野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。